

自然エネルギー地域発電推進事業補助金交付要領

	平成26年 5月29日	26環エ第66号
	平成27年 6月 4日	27環エ第58号
	平成29年 4月10日	29環エ第10号
	平成30年 4月16日	30環エ第 8号
	平成31年 4月16日	31環エ第13号
	令和 2年 4月10日	2環政ゼ第 9号
	令和 3年 3月22日	2環政ゼ第198号
	令和 3年 4月15日	3環政ゼ第 4号
改正	令和 3年 6月 1日	3環政ゼ第44号

(趣旨)

第1 この要領は、自然エネルギー地域発電推進事業補助金交付要綱（令和3年6月1日付け3環政ゼ第44号。以下「要綱」という。）第16の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2 補助対象者等

1 補助対象者

要綱第2で規定する民間事業者は、次に掲げる場合に限り補助対象者として認めるものとする。

- (1) 民間事業者として活動を行っていること。
- (2) 本事業に係る経費について、適正な執行・管理を行うことができる事業者であること。
- (3) 県内に事業所、事務所等の拠点があること。
- (4) 民間企業等にあつては、県内の主体の出資割合が過半であること。
- (5) 地域協議会にあつては、事務局が地方公共団体に設置されているもの及び事業を推進する責任者が地方公共団体の役職者または法人の役員で、推進体制が規約等により規定されていること。

2 対象事業の例示

本事業における対象事業の例示は、別表1のとおりとする。

3 選定基準

要綱第4第4項に規定する事業計画の選定基準は、別表2のとおりとする。

(事業計画書の提出等)

第3 事業計画書の提出等

- (1) この補助金の交付を受けようとする者は、別に定める公募要領により県が実施する公募に応じて、あらかじめ要綱第4第1項に定める自然エネルギー地域発電推進事業計画承認申請書（様式第1号）及び自然エネルギー地域発電推進事業計画書（様式第2号）を知事に提出し事業計画の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の規定による提出書類に添付する書類は下表のとおりとする。

区 分	ソフト事業		ハード事業
	市町村	民間事業者	
ア 事業計画図（位置図、見取図、設計図、売電計画等）	○	○	○
イ 団体規約（定款）	—	○	○
ウ 直近2期分の確定申告書（法人税又は所得税）の写し、決算書、貸借対照表及び損益計算書（又はこれに準ずる書類）（資産の流動化に関する法律に基づく特別目的会社、又はその他の特別目的会社の場合は、主たる出資者等の分も併せて提出）	—	○	○

エ 直近の県税（事業税、県民税等）の納税証明書	—	○	○
オ 金融機関からの借り入れにより資金を調達する場合は、その協議状況や担保・保証の内容が分かる資料（書式は任意）	—	○	○
カ 経済産業省の事業計画の認定通知（認定を受けている場合）	—	—	○
キ 商業・法人登記簿謄本（法人の場合）	—	○	○
ク 事業を行う土地等の利用に関する書類 ① 土地等を所有している場合は、登記簿謄本、又は売買契約書の写し ② 土地等を賃借、又は地上権設定を受けている場合は、賃貸借契約書、又は地上権設定契約書の写し ③ ①又は②以外の場合は、土地等の利用に関する地権者等の合意を示す書類（任意様式）	—	—	○
ケ キャッシュフローを裏付ける資料（任意様式）	—	—	○
コ デューデリジェンスの内容が分かる書類（任意様式）	—	—	○
サ 上記以外の金融機関への融資申込みの際の必要書類	—	—	○
シ 補助金申請額内訳書（事業予定期間が複数年度にわたる場合）（様式第4号）	※	※	※
ス その他補足資料 事業の内容のわかる設計書、カタログ、写真、事業費に係る参考見積書、自然エネルギー推進の取組のわかる資料及びその他知事が必要と認める書類	○	○	○

(3) 前号に掲げるもののほか、第1号の規定による提出書類には、長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条第3項又は第4項の規定により提出した同条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画（同条第9項の規定により報告すべき実施状況等（以下「実施状況等」という。）がある法人にあっては、直近の実施状況等を記載した書面）の写し（当該年度が属する特定期間（長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）第4条第1項に規定する特定期間をいう。）に係るものに限る。）を添付するものとする。

なお、民間事業者が事業活動温暖化対策計画又は実施状況等を提出できないことにつきやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。

(4) この補助金の交付を受けようとする者が市町村であって、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画を策定していないものは、第1号の規定による提出書類に当該計画の策定予定時期を記載した書面（任意様式）を添付するものとする。

2 選定委員会

(1) 要綱第4第4項で定める選定委員会の委員は以下の者から選出するものとする。

- ア 行政関係者
- イ 学識経験者
- ウ その他知事が指定した者

(2) 選定委員会は、要綱第4第3項の意見書の提出があった場合は、要綱第4第4項の意見を述べる際の参考にするものとする。

3 早期着手

(1) 補助事業者は、要綱第6で規定する補助金交付決定前に着手することはできない。ただし、次のいずれかの理由に該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- ア 補助事業の性格上、その実施時期に制約を受けること。
 - イ 補助事業の性格上、特に長期間を要すること。
 - ウ 早期着手により事業費の増額の防止が予想できること。
 - エ 他事業と関連し、早期に着手する必要があること。
- (2) 補助事業者は、要綱第4第1項により計画認定を受けた後に、当該事業実施に当たり早期着手を必要とするときは、自然エネルギー地域発電推進事業早期着手協議書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、同意するものとし必要に応じて次の条件を付するものとする。
- ア 補助金交付の決定までに起きた災害の復旧の責は、補助事業者が負うこと。
 - イ 事業費及び補助金額等は補助金交付決定のときに変更することがあること。
- 4 補助対象経費
- 要綱第3第1項の別表2に係る経費は、以下に記載の経費とする。
- (1) ソフト事業に係る経費は、基本計画（可能性調査等）、詳細設計、計画策定、実施設計、デューデリジェンス等に係る、報償費、旅費、消耗品費、調査委託費、設計委託費、通信運搬費、備品購入費、使用料、賃借料、賃金及びその他知事が必要と認めた経費とする。
- (2) ハード事業に係る経費は、発電設備導入に係る工事費等及びその他知事が必要と認めた経費とする。
- (3) 前年度以前からの継続事業においては、補助対象経費の算定にあたり、補助を受けた初年度の算定方法及び単価を適用するものとする。
- (4) 親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達等を受ける場合並びに自社製品を調達する場合は、当該調達等に係る経費の全部又は一部を知事が不相当と認める経費として補助対象経費から除外することができるものとする。この場合、補助事業者は、自然エネルギー地域発電推進事業利益等排除申立書（様式第28号）を提出しなければならない。
- 5 補助金の額
- 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 6 補助対象となる消費税の扱い
- (1) 民間事業者が補助金交付申請を行う場合には、補助金申請額算定段階において消費税は補助対象経費から除外して補助金交付申請を行うこと。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。
- ア 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない補助事業者
 - イ 免税事業者である補助事業者
 - ウ 簡易課税事業者である補助事業者
 - エ 消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
 - オ 課税事業者のうち課税売り上げ割合が低い等の理由で、消費税仕入れ控除税額確定後の返還を選択する補助事業者
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、自然エネルギー地域発電推進事業消費税仕入れ控除税額報告書（様式第15号）及び自然エネルギー地域発電推進事業消費税に係る仕入れ控除税額集計表（様式第16号）によりその金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額に補助率を乗じた額を知事に返還しなければならないこと。
- 7 遂行状況報告
- 要綱第9で定める自然エネルギー地域発電推進事業遂行状況報告書は、様式第10号によるものとする。
- 8 実績報告
- 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、要綱第10第1項及び第2項で定める自然エネルギー地域発電推進事業補助金実績報告書（様式第3号）、自然エネルギー地域発電推進事業費実績内訳書（様式第4号）、自然エネルギー地域発電推進事業資金調達実績書（様式第5号）により提出するものとする。
- 要綱第10第3項で定める提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金

交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

9 繰越

- (1) 補助事業者は、原則として要綱第6により交付決定を受けた補助金の補助対象事業を実施年度の3月31日までに完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由により翌年度への繰越を必要とするときは、自然エネルギー地域発電推進事業繰越承認申請書（様式第25号）を、事業実施年度の1月31日までに知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、前項の規定による申請があったときは、議会の議決を得た上で、補助事業者に対し、繰越承認を行うものとする。

（計画の変更）

- 第4 補助事業者は、要綱第6第2項第4号による補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について変更をしようとするときは、自然エネルギー地域発電推進事業変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、地域金融機関等の融資を活用し事業を行う予定であったが、融資を活用せず事業を行う場合は、地域金融機関等と協議の上その結果及び理由を添付し自然エネルギー地域発電推進事業変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、第1項及び第2項の規定による申請があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは当該事業計画の承認を行い、必要に応じて変更内示を行うものとする。
- 4 前項の規定による変更内示に伴う補助金の交付申請は、要綱第5の補助金交付申請に準じて行うものとする。

（補助金の交付）

- 第5 補助事業者は、要綱第4第1項の規定による認定を受けたときは、要綱第5第1項の規定により、自然エネルギー地域発電推進事業補助金交付申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、要綱第6の各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付して補助金の交付決定をすものとする。
 - (1) 補助事業者は、規則、要綱、要領及び国の関係法令に従わなければならないこと。
 - (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、自然エネルギー地域発電推進事業消費税の仕入控除税額報告書（様式第15号）によりその金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額に補助率を乗じた額を知事に返還しなければならないこと。
 - (3) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産等（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの。以下同じ。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
 - (4) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産等を当該財産に係る処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定められているものについては、省令に定められている耐用年数に相当する期間、及び省令に定められていないものについては、別に定める期間をいう。以下同じ。）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保等に供してはならないこと。

また、処分制限期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入額に交付対象経費について補助金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、知事に返還させることがあること。
 - (5) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産等が処分制限期間内に補助金交付の目的を達成することができなくなった場合、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産を取得した補助金の全部又は一部を知事に返還しなければならないこと。
 - (6) 補助事業者は、補助金に係る収入を明らかにした帳簿、当該収入及び支出についての証拠書類を要綱第14に基づき整理し保管しておかななければならないこと。

また、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額及び処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、必要な関係書類を整理保管しておかななければならないこと。

いこと。

- (7) 知事は、補助事業者が第1号から第6号に掲げる条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(入札差金)

- 第6 補助事業者は、事業に係る契約により入札差金が発生したときは、原則として入札差金に係る補助金相当額を返還しなければならない。ただし、この事業の目的に従い、事業内容を変更することにより、この事業の効果が増大するものと認められるときで、第3第1項に規定する事業計画書に記載された数量を増加させることが見込まれる場合にあっては、この限りではない。
- 2 補助事業者は、入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく事業費の減額があるときは、要綱第6第2項第4号の規定に基づき、様式第6号により速やかに知事に届け出ること。ただし、前項ただし書きに該当する場合で、補助金額の変更をしようとするときは、第4の規定に基づく変更の手続きを行うものとする。
- 3 補助事業者は、入札又は見積りにより契約を締結したときは、速やかに自然エネルギー地域発電推進事業入札結果報告書（様式第17号）を知事に提出するものとする。

(完了調査)

- 第7 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第10の規定により自然エネルギー地域発電推進事業実績報告書（様式第3号）を、当該事業を実施した場所が存在する市町村を管轄する地域振興局長に提出するものとし、地域振興局長は、補助事業者から実績報告書の提出があったときは、添付書類等や現地の状況を確認し、自然エネルギー地域発電推進事業実績確認書（様式第24号）を添付し知事に進達するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、次に掲げる事項に関して調査を実施するものとする。
- (1) 予算書及び決算書
 - (2) 会計簿及び補助簿等の会計関係書類
 - (3) 契約関係書類
 - (4) 補助金手続書類
 - (5) 事業計画との整合その他出来高
 - (6) 補助対象施設等の管理並びに運営に関する規定等の確認
 - (7) 事業の成果をまとめた書類
 - (8) その他知事が特に必要と認める事項
- 3 知事は、前項の規定による調査を実施したときは、自然エネルギー地域発電推進事業調査調書（様式第18号）を作成するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による実績報告書の提出があったとき以外の場合であっても、要綱第4第1項の規定により承認した事業計画について、必要に応じて調査を行うことができる。また、この調査に関し補助事業者は、立会いその他の協力をしなければならない。
- 5 知事は、調査職員を指定して、第2項及び第4項の規定による調査を行うことができる。

(補助金の確定)

- 第8 知事は、第7第2項の規定による調査を実施した結果、適当と認められるときは、補助事業者に対し、補助金額の確定をするものとする。

(概算払)

- 第9 補助事業者は、第5第2項の規定による交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる額を上限として概算払を請求することができる。
- (1) 補助対象となる事業の出来高が60パーセント未満の場合にあっては、交付決定額の50パーセント以内の額
 - (2) 出来高が60パーセント以上の場合にあっては、交付決定額の90パーセント以内の額で補助対象経費に実質の出来高率を乗じた額を超えない額
- 2 知事は、前項の規定による概算払の請求があったときは、速やかに第7の規定に基づく調査を行い、出来高を確認した上で補助金の概算払をするものとする。

(管理)

第10 補助事業者は、次に掲げる事項により管理するものとする。

- (1) 事業の補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増大した機械及び器具（以下「機械等」という。）を常に良好な状態で管理するとともに、その設置目的に則し、最も効率的かつ安全確保に配慮した効用を図ること。
- (2) 機械等ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立に努めること。
- (3) 機械等の管理運営の状況を明確にするために、その種類、所在、構造、規模、価格及び得喪変更の年月日を記載した台帳を備えておくこと。
- (4) 機械等の利用状況を明確にするため、使用日誌及び利用実績表を整備しておくこと。

(収益納付)

第11 補助事業者は、要綱第6第2項第2号及び第13の規定に基づき、補助対象施設の整備が完了し、電気事業者との契約が締結された段階で、自然エネルギー地域発電推進事業売電収支計画書（様式第21号）を提出するものとする。

なお、納付すべき額は、別表3各表上段に掲げる年度ごとに、補助金額に下段に掲げる率を乗じた額とする。ただし、毎年度の売電収入を上限とする。

- 2 補助事業者は、毎年度3月末日までに知事に前項の額を納付するものとする。
- 3 納付額の累計が補助金相当額に達した時点で納付は終了するものとする。
- 4 納付に当たっては、金融機関に売電収入の専用口座を開設するとともに、別に県納付専用口座を開設し、納付計画に基づき納付額をその口座に振替の上、納付書に基づき県へ納付するものとする。
- 5 補助事業者は、前項に係る情報（売電収入の専用口座及び県納付専用口座の履歴等）を、知事の求めに応じて提供しなければならない。
- 6 補助事業者は、自然災害その他発電事業者の責に帰せない事由により売電収支計画書による納付が困難となった場合は、自然エネルギー地域発電推進事業売電収入変更報告書（様式第22号）により、その状況を知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 7 知事は、前項の報告があったときは、その内容について検討し、補助事業者に指示するものとする。

(報告及び指導)

第12 補助事業者は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー電気の売電を開始した場合、収益納付が完了するまでの間、半年ごとの発電及び売電状況を、自然エネルギー地域発電推進事業売電状況等報告書（様式第23号）により次に掲げる期限までに知事に提出するものとする。

上半期（4月収入分～9月収入分）…9月末日まで

下半期（10月収入分～3月収入分）…3月末日まで

- 2 知事は、前項の報告に基づき、内容を審査し県に納付すべき額の確定を行い、補助事業者に納付額の通知をするものとする。
- 3 知事は、年度毎の事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた目標発電量が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し、必要な指導を行うものとする。

(財産処分等)

第13 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用又は担保等（なお、根抵当権の設定については、これを認めない）に供しようとする（以下「財産処分」という。）ときは、次に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 財産処分

ア 補助事業者は、財産処分をしようとするときは、自然エネルギー地域発電推進事業財産処分承認申請書（様式第13号）を知事に提出するものとする。

イ 知事は、前アの規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に関する調査を行うものとする。

(ア) 当該事業により導入された機械等のうち、財産処分に係る事業費及び補助金額に関する

ること

(イ) 当該事業により導入された機械等のうち、財産処分に係る管理並びに運営に関すること

(ウ) 財産処分をしようとする理由

(エ) 財産処分をした後の当該事業に関する管理及び運営に関すること

(オ) その他この事業のうち、知事が特に必要と認める事項

ウ 知事は、前イの規定による調査を行ったときは、自然エネルギー地域発電推進事業財産処分調査調書（様式第19号）を作成するものとする。

エ 知事は、前イの調査に基づき、適当と認めるときは補助事業者に対し、財産処分の承認を行うものとする。

オ 補助事業者は、前エの規定による財産処分の承認を受けて財産処分を行ったときは、自然エネルギー地域発電推進事業財産処分報告書（様式第20号）を知事に提出するものとする。

カ 知事は、前オの規定による提出があったときは、必要に応じて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 破産等やむを得ない事情によりその地位を承継する場合において、財産処分制限期間内に補助事業者の承継人となる第三者が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、知事の承認を受けて地位を承継することができるものとする。

（中止等）

第14 補助事業者は、要綱第6第2項第7号の規定により事業の中止若しくは廃止をしようとするとき（以下「中止等」という。）は、自然エネルギー地域発電推進事業中止等承認申請書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による中止等承認申請書の提出があったときは、中止等をしようとする補助事業者等の調査を行うものとする。

3 知事は、前項の規定による調査の結果を基に、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、補助事業者に対し中止等を承認するものとする。

4 知事は、その職員を指定して、第2項の規定による調査を行うことができる。

（災害報告）

第15 補助事業者は、天災その他の事故により、事業により取得した補助対象施設等の財産に被災があったときは、知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、現地調査を行い、その結果について検証し補助事業者へ指示するものとする。

（表示）

第16 補助事業者は、事業により取得した機械等の見やすい場所に事業名及び事業主体名を表示するものとする。

（達成状況報告）

第17 補助事業者は、この要領の規定に基づく事業計画の達成状況を補助事業完了年度の翌年度から起算して3年間、自然エネルギー地域発電推進事業達成状況報告書（様式第27号）により知事に報告するものとする。

また、報告の期限は調査対象年度の翌年度の6月末日までとする。

（様式）

第18 本要領及び要綱で定める様式は、次のとおりとする。

(1) 自然エネルギー地域発電推進事業計画承認申請書（様式第1号）

(2) 自然エネルギー地域発電推進事業計画書（様式第2号）

(3) 自然エネルギー地域発電推進事業補助金（変更）交付申請（実績報告）書（様式第3号）

(4) 自然エネルギー地域発電推進事業費計画（実績）内訳書（様式第4号）

(5) 自然エネルギー地域発電推進事業資金調達計画（実績）書（様式第5号）

(6) 自然エネルギー地域発電推進事業変更承認申請（届出）書（様式第6号）

(7) 自然エネルギー地域発電推進事業中止等承認申請書（様式第7号）

- (8) 自然エネルギー地域発電推進事業期間延長承認申請書（様式第8号）
- (9) 自然エネルギー地域発電推進事業補助金交付申請取下書（様式第9号）
- (10) 自然エネルギー地域発電推進事業遂行状況報告書（様式第10号）
- (11) 自然エネルギー地域発電推進事業補助金概算払請求書（様式第11-1号）
- (12) 自然エネルギー地域発電推進事業補助金精算払請求書（様式第11-2号）
- (13) 自然エネルギー地域発電推進事業総括書（様式第12号）
- (14) 自然エネルギー地域発電推進事業財産処分承認申請書（様式第13号）
- (15) 自然エネルギー地域発電推進事業早期着手協議書（様式第14号）
- (16) 自然エネルギー地域発電推進事業消費税仕入控除税額報告書（様式第15号）
- (17) 自然エネルギー地域発電推進事業消費税に係る仕入控除税額集計表（様式第16号）
- (18) 自然エネルギー地域発電推進事業入札結果報告書（様式第17号）
- (19) 自然エネルギー地域発電推進事業調査調書（様式第18号）
- (20) 自然エネルギー地域発電推進事業財産処分調査調書（様式第19号）
- (21) 自然エネルギー地域発電推進事業財産処分報告書（様式第20号）
- (22) 自然エネルギー地域発電推進事業売電収支計画書（様式第21号）
- (23) 自然エネルギー地域発電推進事業売電収入変更報告書（様式第22号）
- (24) 自然エネルギー地域発電推進事業売電状況等報告書（様式第23号）
- (25) 自然エネルギー地域発電推進事業実績確認書（様式第24号）
- (26) 自然エネルギー地域発電推進事業繰越承認申請書（様式第25号）
- (27) 自然エネルギー地域発電推進事業着手遅延承認申請書（様式第26号）
- (28) 自然エネルギー地域発電推進事業達成状況報告書（様式第27号）
- (29) 自然エネルギー地域発電推進事業利益等排除申立書（様式第28号）

附 則 この要領は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則 この要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則 この要領は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則 この要領は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則 この要領は、平成31年度の補助金から適用する。

附 則 この要領は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則 この要領は、令和3年度の補助金から適用する。

別表1（第2第2項関係）

- 自然エネルギー地域発電推進事業
 住民や集落、NPO等、地域の事業主体が取り組む次に掲げる自然エネルギーを活用した発電を行う事業
- 自然エネルギー：太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマスなど
- 1 公共施設を核とした自然エネルギー発電事業
 - 2 地域との連携等による発電事業
 太陽光、小水力、バイオマス事業など
 - 3 地域資金活用型の発電事業
 地域の住民や企業からの出資など、新しい資金調達の手法の活用による事業など
 - 4 地域の人材、資源、資金を活用する発電事業

別表2（第2第3項関係）

- 1 事業実施主体の適格性について
 - (1) 実施体制の適格性
 - ア 県内に主たる事務所を有しているか
 - イ 組織の財政基盤は安定しているか
 - ウ 運営の公開性、透明性は高いか
 - エ 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているか
 - (2) 取組の推進体制の妥当性
 主たる責任者に管理能力があり、発電事業に関連する他の主体との調整及び連携を行う体制が構築されており、または構築することが確実と認められるか
- 2 事業内容及び実施方法について
 - (1) 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
 - ア 現状の課題等を的確に把握し、事業の目的・趣旨と合致している提案内容であるか（事業実施計画に係る関係法令の許認可等を得ることが確実と見込まれるか、事業実施計画が良好な自然環境の形成に悪影響を及ぼすものでないかを含む。）
 - イ 目的達成のための具体的な事業実施内容となっているか（地域金融機関等からの融資を受ける事業であるか、地域に賦存する資源を効率的に利用し売電収入を還元する取組等により、地域の活性化に好影響を及ぼすことが期待されるかを含む。）
 - (2) 実施方法の効率性
 - ア 事業実施スケジュールに無理がないか
 - イ 速やかに発電事業を開始できるものになっているか
 - (3) 経費配分の適切性
 - ア 事業内容に見合った経費で、精度の高い積算がなされているか
 - イ 最小の経費で、最大の効果を狙っているか
 - (4) 権利関係の適切性
 - ア 事業を行う土地等の権利取得等が適切に行われているか
 - イ 分譲による土地の取得等又は住宅等の屋根借りにより発電事業を行う場合は、事業の持続可能性や出資者・利用者保護等が担保されているか
- 3 事業の効果について
 - (1) 成果目標
 - ア 発電事業の持続性及び継続性が確実と見込まれるか
 - イ 事業内容及び実施方法から判断して、目標は実現可能か
 - (2) その他の効果
 他団体の模範となるような波及効果が期待できるか
- 4 その他、知事が必要と認める基準を満たしているか

別表3（第11第1項関係）

1 要綱別表2に規定するソフト事業の場合

納付額＝補助金相当額×納付率（※売電収入を得た年度以降、年度毎に設定）

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
率	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

2 要綱別表2に規定するハード事業の場合

納付額＝補助金相当額×納付率（※売電収入を得た年度以降、年度毎に設定）

(1) 元金変動型（融資の型）

ア 太陽光発電事業

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0

イ 小水力発電等（太陽光発電以外）事業

(ア) ソフト事業を実施した場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0

(イ) ソフト事業を実施しない場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.0	9.0	9.5	9.5

(2) 元金均等型（融資の型）

ア 太陽光発電事業

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	5.5	6.0	6.5	6.5	7.0	7.5	7.5	8.0	8.5	9.0	9.0	9.5	9.5

イ 小水力発電等（太陽光発電以外）事業

(ア) ソフト事業を実施した場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	5.5	6.0	6.0	6.5	7.0	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	9.5	10.0

(イ) ソフト事業を実施しない場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	6.0	6.5	6.5	7.0	7.0	7.5	7.5	8.0	8.0	8.5	9.0	9.0	9.5

(3) 元利均等型（融資の型）

ア 太陽光発電事業

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.6

イ 小水力発電等（太陽光発電以外）事業

(ア) ソフト事業を実施した場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0

(イ) ソフト事業を実施しない場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.6